

米子市監査委員告示第8号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月11日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

総務管財課

3 監査対象の概要

総務管財課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 儀式、表彰及び栄典に関すること。
- (2) 庁内及び構内の管理及び取締りに関すること。
- (3) 庁内の電話、電気、機械その他の設備の管理に関すること。
- (4) 庁舎等の営繕に関すること。
- (5) 文書事務の総括に関すること。
- (6) 公印（他の課の所管に属するものを除く。）の管守に関すること。
- (7) 事務用機械（他の課の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 市の区域及び町名の変更及び設定に関すること。
- (10) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- (11) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

- (12) 公有財産の総括管理並びに普通財産の管理及び処分に関する事。
- (13) 建物、自動車等の保険に関する事。
- (14) 借上げの土地、建物等の賃借料及びその調整に関する事。
- (15) 車両（他の課の所管に属するものを除く。）の管理及び運行に関する事。
- (16) 公共事業の用に供する土地の取得に際しての支援に関する事。
- (17) 用地等の評価及び補償費の算定に関する事。
- (18) 用地等の登記に関する事。
- (19) 公の施設の指定管理者の指定の総合調整に関する事。
- (20) 統計調査及び統計資料の作成に関する事。
- (21) 他のいずれの課にも属さない事。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年7月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和3年4月1日から令和3年7月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和3年9月30日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、旅行命令書において、命令日を誤っているものがあつたので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであつた。

（ア）使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。

（イ）国庫支出金においては、請書を提出するときに、財政課長に協議していないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（ウ）財産収入においては、調定をしていないものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（エ）諸収入においては、納入期限日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

シ 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ス 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。

セ 伯仙財産区基金に関する事務については、適正に処理されていた。

（2）公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備事務については、公有財産台帳正本において、登録事項を修正していないもの及び公有財産台帳を備えていないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。
ウ 普通財産の貸付け及び借受けに関する事務については、適正に処理されていた。

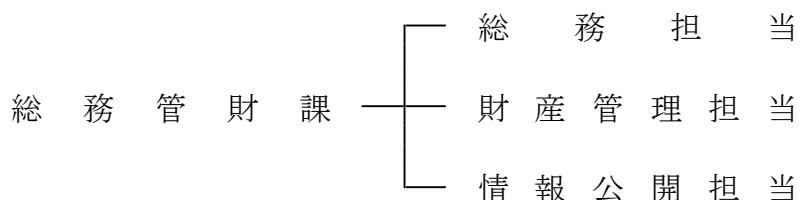
エ 有価証券等の管理に関する事務については、有価証券等台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。また、有価証券等は、施錠することができる場所に保管されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年7月末日現在）

歳 入

（単位：円・パーセント）

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務使用料	273,000	274,555	272,875	1,680	100.0	99.4
総務手数料	0	780	780	0	—	100.0
総務費委託金	8,282,000	6,847,500	6,847,500	0	82.7	100.0
財産貸付収入	84,814,000	89,188,952	32,831,109	56,357,843	38.7	36.8
利子及び配当金	690,000	690,000	690,000	0	100.0	100.0
不動産売払収入	61,630,000	1,814,505	647,673	1,166,832	1.1	35.7
基金繰入金	5,976,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	12,442,000	3,167,612	3,060,055	107,557	24.6	96.6
総 務 債	109,900,000	0	0	0	0.0	—
合 計	284,007,000	101,983,904	44,349,992	57,633,912	15.6	43.5

歳 出

（単位：円・パーセント）

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B
一般管理費	304,645,000	137,215,827	77,065,291	227,579,709	25.3	56.2
文 書 費	1,271,000	681,940	170,968	1,100,032	13.5	25.1
財産管理費	119,000,000	80,101,527	26,084,126	92,915,874	21.9	32.6
財産区管理費	8,551,000	5,190,740	50,400	8,500,600	0.6	1.0
諸 費	1,525,000	5,445	5,445	1,519,555	0.4	100.0
統計調査総務費	13,281,000	3,348,634	3,348,634	9,932,366	25.2	100.0
指定統計調査費	8,177,000	4,496,534	4,164,075	4,012,925	50.9	92.6
合 計	456,450,000	231,040,647	110,888,939	345,561,061	24.3	48.0